

政策 I - 1 - (1) - ①

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

1. 目標等

達成すべき目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること (主要行全体としての不良債権比率については17年3月末時点の水準以下に維持されること) 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。 【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針等
測定指標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保の状況 ・各業態の健全性指標の状況 ・各種金融サービスに対する苦情・相談の内容・件数

2. 平成18年度重点施策等

18年度重点施策	① 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 ② 金融のコングロマリット化への対応 ③ リスク管理に関するルールの整備 ④ 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用
参考指標	① オフサイト・モニタリングの実施状況 ① モニタリング・システムの整備状況 ② 金融コングロマリットのモニタリング状況 ③ リスク管理に関するルールの整備状況(監督指針・解釈集の改正、ソルベンシーマージン比率の算出基準の見直し等) ④ 経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 ④ 金融機関等への資本参加の状況 ④ 経営強化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況

3. 政策の内容

金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリング(検査と検査の間の期間においても継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に

応じて監督上の対応を行うこと)を実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要があります。そこで、モニタリング・システムの機能強化及び金融コングロマリット室の機能強化等の体制整備を行うとともに、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたヒアリング等のオフサイト・モニタリングの実施、リスク管理に関するルールの整備、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用等を図ることとしています。

#### **4. 現状分析及び外部要因**

金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、財務会計情報に加え、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等についてのモニタリングが必要となっています。また、我が国の金融を巡るコングロマリット化の進展等を踏まえた新たな監督体制を確立することも求められています。

このほか、早期健全化法に基づく資本増強行においては、健全性が向上し、また、民間からの資本調達も概ね可能になる等、経営健全化計画のフォローアップは引き続き求められるものの、総じて見れば所期の目的を達しつつある状況となっており、従来以上に、「納税者の利益」の立場により重きを置いた公的資金（優先株式等）の管理が求められるようになってきています。なお、金融機能強化法に基づき資本注入された金融機関についても、引き続き経営強化計画について適切なフォローアップが求められています。

#### **5. 事務運営についての報告及び評価**

##### **(1) 事務運営についての報告**

##### **① 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施**

ア. オフサイト・モニタリングにおいては、金融機関の財務会計情報やリスク情報等を収集・徴求し、その蓄積・分析を行うとともに、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関との意見交換や経営状況の把握等を行いました。

イ. 平成 18 年 9 月に開催した検査・監督連携会議をはじめ、検査・監督の両部局間において金融機関の決算状況や検査計画等について意見交換を行い、オンサイトとオフサイトの効率的なモニタリングを実施するための問題意識の共有等を図りました。

ウ. オフサイト・モニタリング・システムについては、預金取扱金融機関で既に完了している新システムへの移行を、証券会社は 18 年 10 月に、保険会社については 19 年 4 月にそれぞれ完了しました。新システムでは、データを暗号化し、オンラインでデータ徴求を行うことが可能となったことにより、事務の効率化や利便性の向上が図られるとともに、情報管理面においても安全性が向上しています。

なお、オンラインによる報告を促進し、全ての預金取扱金融機関、証券会社、保険会社がオンラインによる報告へ移行しています。

また、バーゼルⅡに関し、早期警戒制度等を通じてオフサイト・モニタリングを効果的に実施する観点から、自己資本比率の計算結果や銀行勘定の金利リスク等に関する当局への報告様式の整備等を行いました。

## ② 金融のコングロマリット化への対応

ア. 18年7月に「コングロマリット室」を府令室へ格上げし、専任職員の配置を行いました。

イ. 上記体制のもと、日常の監督等を通じて、金融コングロマリットの業務運営に係る情報等を収集・徴求し、その蓄積・分析を行うとともに、ヒアリング等を通じ、金融コングロマリットとの意見交換や経営状況の把握等を行いました。

ウ. また、これらの監督の過程で認識された金融コングロマリットにおけるグループ運営上の問題点に対応して、グループ内における内部管理部門の兼職態勢に係る監督上の着眼点の明確化など、「金融コングロマリット監督指針」の改正を実施しました。

## ③ リスク管理に関するルールの整備

ア. 預金取扱金融機関については、19年3月末から実施されたバーゼルⅡに関し、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第3の柱（市場規律）に関する告示の改正等を行うとともに、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を行いました。また、複数の資産を裏付けとする資産（ファンド）の取扱い等、自己資本比率の計算ルールに関する「追加Q&A」（解釈集）を公表しました。さらに、第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）に関する監督指針等を踏まえ、銀行勘定の金利リスクに関する当局への報告様式を整備する等、早期警戒制度を通じたオフサイト・モニタリングを効果的に実施するために必要な体制整備等を行いました。

イ. 国際的に活動する証券会社グループについては、「金融コングロマリット監督指針」に基づいた連結ベースでの自己資本規制比率等の報告を求めています。19年4月にパブリックコメントに付した「金融商品取引法の施行に向けた金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（案）」において、従来の連結自己資本規制比率の計算手法に代え、バーゼルⅡに基づく銀行持株会社の自己資本規制比率を規定した告示を準用できるよう手当てを行いました。

ウ. 保険会社については、18年11月、ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームを立ち上げて検討を進め、19年4月、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」を取りまとめ、公表するとともに、当該

報告を踏まえ、具体的な見直しに向けた検討を開始しました。<sup>※1</sup>

#### ④ 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用

ア. 早期健全化法に基づく資本増強行に対して、経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、18年3月期については同年8月に、18年9月期については同年12月にその内容を公表しました<sup>※2</sup>。

なお、19年6月に、19年3月期の当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れた預金取扱金融機関1機関に対して、収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画の提出・実施等を内容とする業務改善命令を発出しました。

イ. 紀陽ホールディングス及び豊和銀行より金融機能強化法に基づく資本参加の決定の申込みがあり、当該申込内容及び提出された経営強化計画について、それぞれ金融機能強化法第17条、第5条の規定に基づき審査した結果、法令に掲げる要件に該当するものと認められたことから、紀陽ホールディングスについては、18年9月、同社に対し315億円の資本参加を決定し、また、豊和銀行については、18年10月、同行に対し90億円の資本参加を決定し、それぞれの内容を公表しました。今後も半期毎に提出される経営強化計画の履行状況について公表を行うこととします。

### (2) 評価

#### ① 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

上記諸施策を通じて、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施を推進するとともに、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めてきました。

これにより、例えば、19年3月期の自己資本比率について見ると、主要行では、前年同期に比べて0.9%ポイント上昇し13.1%に、地域銀行では、0.6%ポイント上昇し10.4%となりました。

また、不良債権（金融再生法開示債権）について見ると、19年3月期の全国銀行の不良債権残高は、前年同期に比べ1.4兆円減少し、12.0兆円となりました。

不良債権比率については、主要行は「金融再生プログラム」（14年10月）の不良債権比率半減目標を達成した17年3月期の2.9%からさらに低下し、前年同期比0.3%ポイント低下の1.5%となりました。地域銀行についても、地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の機能強化に向けた取組みが着実な進展を見せる中で、前年同期比0.5%ポイント低下の4.0%となり、全国銀行では、前年同期比0.4%ポイント低下の2.5%と、全体として着実に低下しています。なお、いずれも金融再生法開示債権の公表を開始（11年3月期～）して以来、最低の水

<sup>※1</sup> <http://www.fsa.go.jp/singi/solvency/20070403.html>

<sup>※2</sup> <http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20060810-1.html>  
<http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20061227-5.html>

準となっています。

このように、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施の取組みもあって、銀行セクターを中心として健全化が進展しており、金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化の促進が図られているものと考えています。

【参考1】自己資本比率

	17/3期		18/3期		19/3期
主要行	: 11.6%	→	12.2%	→	13.1%
地域銀行	: 9.4%	→	9.8%	→	10.4%

【参考2】不良債権比率（＝不良債権÷総与信額）

	17/3期		18/3期		19/3期
主要行	: 2.9%	→	1.8%	→	1.5%
地域銀行	: 5.5%	→	4.5%	→	4.0%
全国銀行	: 4.0%	→	2.9%	→	2.5%

② 金融のコングロマリット化への対応

「金融コングロマリット監督指針」に掲げる監督上の着眼点等に基づく適切な監督と、これらの監督の過程で認識された金融コングロマリットにおけるグループ運営上の諸問題に即応した「金融コングロマリット監督指針」の改正の実施は、金融コングロマリットにおける適切な経営管理態勢の構築及び業務の健全かつ適切な運営の確保に向けて一定の効果があったものと考えています。

③ リスク管理に関するルールの整備

バーゼルⅡに関する国内実施ルール等が整備され、新規制が19年3月末から実施されたことにより、第1の柱における自己資本比率の計算上、金融機関の抱えるリスクが従来の規制（バーゼルⅠ）よりも正確に計測されるようになったと考えています。また、第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）に関する監督指針等を踏まえ、早期警戒制度を通じたオフサイト・モニタリングを効果的に実施していくこと等により、金融機関においてより適切なリスク管理が促されるものと考えています。さらに、第3の柱（市場規律）を通じて、金融機関の健全性に関する適時・適切な情報開示が促されるものと考えています。

④ 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用

ア. 早期健全化法に基づく資本増強の経営健全化計画の履行状況については、各金融機関からの報告を取りまとめて半期毎に公表しており、パブリック・プレッシャーによる自己規正を図ることとしています。また、計画未達の金融機

関について、報告徴求、業務改善命令といった監督上の措置を講じることとして  
ています。こうした枠組みの下で、資本増強行の経営健全化が促されているも  
のと考えています。

そうした中、18 事務年度においては、旧安定化法（金融機能の安定化のため  
の緊急措置に関する法律）及び早期健全化法に基づく資本増強額（約 10.4 兆円）  
のうち、約 2.4 兆円の返済が行われ、その結果、19 年 6 月末の残高は約 1.6 兆  
円となるとともに、資本増強以後 19 年 6 月末までに約 1.2 兆円の利益が生じて  
おり、「納税者利益」に資するものとなっています。

イ. 金融機能強化法に基づく資本増強行の経営強化計画の履行状況については、  
法令上、半期毎に当局に報告がなされ、これを当局が公表することとされてお  
り、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっています。また、情報開示  
による金融機関の自己規正を重視しつつ、特段の理由なく計画値と実績値との  
間に大幅な乖離が生じ、改善への努力が見られない場合等については、必要に  
応じ、業務改善命令の発動を含め、厳正に対応することとしています。今後、  
このような枠組みの中で、紀陽ホールディングス及び豊和銀行の金融機能が強  
化され、地域金融の一層の円滑化に資するとともに、地域経済の活性化と発展  
に貢献していくものと考えています。

## **6. 今後の課題**

### **(1) 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施**

引き続き、金融機関の財務会計情報やリスク情報等の蓄積・分析を行うとともに、  
定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関との意見交換や経営状況の把握等に  
努め、内部管理態勢の確立等、経営の健全性及び業務の適切性の確保に向けた金融  
機関の自主的な取組みを早期に促していく必要があります。あわせて、業態・テー  
マごとに検査・監督連携会議を開催していくこと等を通じて、検査部局及び監督部  
局が、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、オンサイトとオフサイ  
トの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、一層効率的なモニタ  
リングを実施していくことが必要と考えています。

以上を踏まえ、20 年度において、金融機関の監督体制の強化、及び金融機関監督  
に係る調査・分析機能の強化についての機構・定員要求を行う必要があります。

また、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ  
効率的に行うことも不可欠であり、引き続き、システムの機能強化等を図っていく  
ことが必要です。

よって、20 年度においても、システムの運用・保守、及び新たな制度改正等に伴  
う徴求項目の変更等に対応するため、予算要求を行う必要があります。

## (2) 金融のグローバル化への対応

金融グローバル化について、「金融グローバル化監督指針」に基づき、金融監督上の諸問題等に係る横断的な監督を引き続き実施していくとともに、必要に応じて監督指針の内容を見直していく必要があります。

## (3) リスク管理に関するルールの整備

バーゼルⅡは、金融機関の業務や取引が複雑化する中、金融機関が抱えるリスクを従来の規制よりも正確に計測することを目指すものです。金融機関のリスク管理実務等の進展を踏まえ、今後とも、必要に応じ国内実施ルールの見直しやQ&Aの充実等を図っていく必要があります。

また、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」（平成19年4月3日公表）を踏まえ、同比率の算出基準等について見直しに向けた検討を行っていく必要があります。

## (4) 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用

より強固な金融システムの構築のために、早期健全化法に基づく資本増強の経営のより一層の健全性の確保及び「納税者の利益」の立場により重きを置いた公的資金の管理を図るため、引き続き適切な対応に努めていく必要があります。

また、金融機能強化法に基づく株式等の引受け等に係る申込みについては、法令に基づき適正に審査し、資本参加を行うこととした場合には、提出された経営強化計画の公表及び計画の履行状況の定期的な公表を行うなど、適切な運用を図っていく必要があります。

以上を踏まえ、20年度において、所要の政府保証枠等の予算要求を行う必要があります。

## 7. 当該政策に係る端的な結論等

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

### 【18年度の達成度及び判断理由】 A

健全性指標が引き続き改善し、銀行セクターを中心に健全化が進展している等、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保が図られていることから、Aと評価しました。

## 8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

### 〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

### 〔使用資料等〕

- ・ 不良債権の状況
- ・ 各金融機関の決算関連資料
- ・ 金融機関オンライン報告利用状況
- ・ 経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書 等

## 10. 担当課室名

監督局総務課、監督局総務課バーゼルⅡ推進室、監督局総務課コングロマリット室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、監督局保険課、監督局証券課